

ヘーゲルの《点》、あるいは立憲君主制について

——《点》とは何か——

堅 田 剛

一 《点》とは何か

奇妙な標題になってしまったが、ヘーゲルの《点》とは、要するに君主の特性に関して、さらには彼の立憲君主制論に関しての、独自かつ象徴的な表現である。現在流布している『法の哲学 要綱』の第二八〇節では、次のように記されている。

「なお、「です、ます」調で翻訳したのは、講義の際の口調を醸すためである。以下でも、文献からの引用の場合には、「だ、である」調を用いる。」

しばしば君主に対する批判として、君主が無教養のこともありうるし、またひょっとして国家の最高位に値しないこともありうるから、国家がどうなるかは、君主によっては偶然に左右されることになるとか、こうした

状態を理性的なものとして実在させようとするのは馬鹿げているとかいった主張がなされます。とはいえ、性格の特性に帰着するこうした前提は、ここではなんの役にも立ちません。完成した組織体にあつては、形式的決定をおこなう最高位であるということだけが肝心なのであつて、君主に求められるのは、「然るべく」(Ja)と言つて、I^グの文字に《点》^{フシット}を打つ人物だけなのです。というのも、最高位たる者には、性格の特性など重要ではないからです。君主がなおこうした最終的決定について有するのは、たいして重要でないといつても、分権的な何かなのです。このような分権的なもののみが登場する状況がありうるとはいへ、その結果として、国家はなお充分には形成されていないか、しつかりと構成されていないということにもなります。きちんと秩序づけられた君主制にあつては、法律のみに客観的な面が帰属するのですが、この面には君主の主體的な「我、意志す」(Ich will)だけが据えられねばならないのです。⁽¹⁾

ドイツ語の原文そのものが一義的に理解しにくい文章ではあるけれど、それはこの引用部分が『法の哲学 要綱』の〈主文〉でも〈注解〉でもなく、いわゆる〈補遺〉(追加)と称される箇所であることによる。このことを確認しておくためにも、『法の哲学 要綱』の構造から説明しておかねばならないだろう。

ヘーゲルによる法哲学関連の講義は、すでに一八一七／一八一年の冬学期からハイデルベルク大学で始められていたが、一八一八年にベルリン大学に移籍することによつて本格的に展開された。そのための教科書として執筆されたのが、一八二二年公刊の『法の哲学 要綱』である。この『法の哲学 要綱』の編成は、基本的に、項目(Paragraph)ごとに〈主文〉とヘーゲル自身による〈注解〉(Notiz)の組み合わせから成っていた。ところが、一八三一年にヘーゲルが急逝したあと、高弟のエドゥアルト・ガンスが編集した全集版の『法の哲学 要綱』には、新たに〈補遺〉

(Zusatz) と呼ばれる部分がほぼ各項目に追加されることになった。

この〈補遺〉とは、教室でヘーゲルが『法の哲学 要綱』に即した講読をおこないながら、必要に応じて口頭で補足した追加部分が原型である。したがって、開講学期によってその内容は異なるし、これを実際に筆記したのはその時々^々に聴講していた学生であった。聞き書きであるから、ヘーゲルの肉声そのものと微妙な懸隔がある可能性は否定できない。

ところが、ヘーゲルの死後に、全集版第八巻として『法の哲学 要綱』(一八三三年)を編集したガンスは、各種の異なった〈補遺〉を恣意的に纏めて〈主文〉当該節の末尾に組み込んだ。このことよって、『法の哲学 要綱』の解釈に不必要な混乱を招いてしまったのである。なぜなら、公刊された『法の哲学 要綱』と実際におこなわれた講義内容とのあいだに、ある矛盾が現れる結果となったからである。すなわち、教科書に書かれたことは建前であって、本音は〈補遺〉の中^にみられる、という矛盾である。

このことを全般的に問題提起したのは、もっぱらカール・ハインツ・イルティンクの業績である。イルティンクはヘーゲルの各種の「法の哲学」を整理して『法哲学講義集——一八二八—一八三二年——』(全六巻、第四巻で中断)を出版した。その第二巻には教科書としての『法の哲学 要綱』(一八二二年)も収載されているが、他の巻には学期ごとの講義筆記録が収められている。

詳細は避けるが、ヘーゲルは法哲学の講義を合計七学期分にわたっておこなった。すべて冬学期においてである。イルティンクはこのうち、①一八一八—一九年冬学期の法哲学講義においては、C・G・ホーマイヤーの講義筆記録から、②一八二二—二三年分においてはH・G・ホトーの筆記録から、③一八二四—二五年分はK・G・v・グリースハイムの筆記録から、そして④一八三二—三三年分についてはD・F・シュトラウスの筆記録から採録して

(2)
いる。

以下では、イルディング版に他の版をも付け加えて、その概要を示しておく。⁽³⁾

- ① 一八一八／一九年(ホーマイヤー筆記)
Iting. Bd. 1: 尼寺訳あり。
- ② 一八二二／二三年(ホトー筆記)
Iting. Bd. 3: 尼寺訳あり。
- ③ 一八二四／二五年(グリースハイム筆記)
Iting. Bd. 4: 長谷川訳あり。
- ④ 一八三一／三二年(シュトラウス筆記)
Iting. Bd. 4

もつとも、例の《点》問題の検討対象としては、おのずから②のホトー筆記録と③のグリースハイム筆記録に限られる。①はそもそも『法の哲学 要綱』の公刊以前の講義であるし、④は肝心のヘーゲルの急死によって、序論的な部分にもとづいた講義で中断しているためである。

迂遠に過ぎたかもしれないが、ようやくヘーゲルの《点》問題を検討する準備が整った。これ以降は、『法の哲学 要綱』第二八〇節と、これに対応する〈補遺〉の関係に迫っていく。まずは、ホトーによる筆記録とグリースハイムによる筆記録から対応する箇所を引用してみる。

したがって君主制に必要なものは、「然るべく」と言つて、*シエ*の文字に《点》^{ポイント}を打つ人物を、君主制が有することです。というのも、最高位は性格の特性が重要ではないというように存在するべきであるからなのです。
(ホトー筆記録)⁽⁴⁾

この国家意志の最終的な自我とは、こうした自我の抽象性において単純化するのであって、それゆえに直接的な個別性なのです。自我の概念それ自体には、それとともに自然性という規定がみられます。君主とは、それゆえにこうした個人として本質的なものであって、他のあらゆる内容から抽象されており、直接的かつ自然的な仕方では存在する個人なのです。すなわち、自然的な生まれによつて、君主の尊厳に規定されているのです。(グリースハイム筆記録)⁽⁵⁾

右の二箇所引用とも、前後の文脈から離れて抽出したこともあって、相互の繋がりが明確ではない。このことについては、のちに検討を加える。さしあたり、しかも明確に断言できるのは、*シエ*の文字に《点》を打つことに象徴されるヘーゲル独自の君主論は、ホトーの筆記録には見出せるが、グリースハイムの筆記録には見当たらないということである。換言すれば、一八二二／二三年度の冬学期の講義では言及されたけれども、一八二四／二五年冬学期には語られなかったと推定される。

さて、君主の意志決定が、*シエ*の文字に《点》を打つようなものだという言明は、そもそも両義的に受け止めることができる。要するに、君主の意志決定なるものは、単なる形式的な手続にすぎないのか、それともむしろ実質的な決定の側面を有しているのかといった根本的な問題である。形式的に、*シエ*に《点》を打つ程度の「然るべ

く」だとするならば、実質的な決定はたとえば政府がおこなうということだから、君主の存在はお飾りであって、《点》を打つなどという手続は政治的にはなんの意味ももたないことになる。だが仮に、《点》を打つ君主の行為が国家意志の最終的決定に深く関わるとするならば、それを単純に形式的とはいえず、この《点》がなければ国家意志は確定されないということになるだろう。

この問題をめぐる研究者たちの評価は、概ね《点》形式説で一致している。だがそれは、Iの文字の《点》にのみ着目して、ヘーゲル独自の立憲君主制論と切り離して評価したことの結果にすぎない。本稿は以上の確認作業を《点》に固執しておこなってきたのだが、それはこの問題を踏まえたくて、あらかじめヘーゲルの立憲君主制論を再評価するための準備作業であったことを、遅ればせながら確認しておきたい。

ヘーゲルの立憲君主制論は、君主をたとえば象徴的存在とする、民主主義との妥協の産物ではない。民主主義は、『法の哲学 要綱』で論じられるヘーゲルの公的な立場とも、実は必ずしも適合しないからである。

ヘーゲルと同時代にあっても、『点』問題に凝縮されるような彼の君主論は、同意を得るといっても批判に晒されるが多かった。

その代表的なものとして、ヘーゲルの死から八年後に、古典学者のシューバルトは『ヘーゲルの国家論とプロイセン国における至高の生命および発展の原理との両立不可能性について』を公表した。その中に次のような表現がみられる。

彼〔ヘーゲル〕は、三七二頁以下でこう述べている。「完成した組織（国家）においては、形式的な決定の最高位のみが肝心である。また君主に求められるのは、『然り』と言つて、Iの文字に点を打つような人物の

みなのである。というのも(国家の)最高位は、性、格、の、特、性、な、ど、重、要、で、な、い、か、の、よ、う、に、在、る、べ、き、だ、か、ら、だ⁽⁶⁾。

シューバルトは、ヘーゲルの《点》記述に典型的であるような、君主の意志決定論に対して、きわめて批判的であった。とりわけ君主の決定が単なる形式に留まることに、シューバルトは我慢できなかったようである。彼によれば、君主の決定は実質的なものでなければならなかった。

さらには、右の引用箇所先立つて、シューバルトはヘーゲル独自の立憲君主制論に対しても、実に興味深い非難をおこなっている。そこではなんと、変則的ながら日本の天皇制に触れているのである。

立憲君主とは、いわば大昔の時代のメロヴィング朝の国王、あるいは大首長の時代の一種のカリフ、あるいは宗教的な日本の皇帝、等々である。⁽⁷⁾

要するにヘーゲルが非難に値するのは、君主の決定を形式的なものに貶めていること、そのうえ立憲君主とはいながら、近代的な君主制どころか、前近代的な宗教的指導者の様相を呈しているためである。

もとより、ヘーゲルを擁護する見解も当初からみられたのはあるが、その代表として、シューバルトに直ちに反論したガンスの見解を挙げておく。すでに示したように、ガンスはヘーゲルの死後にその全集を編集し、『法の哲学 要綱』の編集を担当して、ここに学生の筆記録から(補遺)と呼ばれる部分を追加して挿入した当事者である。ガンスは、例の《点》問題つまりは君主論について、シューバルトに反論して以下のように述べている。

越えようのない最高位であるにも拘わらず、よく語られるのは、次のことである。すなわち最高位は、すべての逸脱を防ぐようにして振る舞い、いわば、彼への密告を、お説のとおり、彼のために本来の領域へと導くということである。法哲学の三七二頁に即して述べられているのは、君主にあつては然りと云うだけの領域であり、結局は、*グ*の文字に《点》を打つということである。というのも、最高位は、性格の特性など重要でないかのように在るべきだからだ。⁽⁸⁾

二人ともヘーゲルの『法の哲学 要綱』(ガンス版)からの要約なのだから、シュバルトとガンスの言明の本線が一致することは当然ではあるのだが、ここにはそれ以上の共通の前提が隠されている。

兩人とも、ヘーゲルにおける君主の意志決定が「形式的」なものにすぎず、それゆえにシュバルトは君主権を冒瀆するものと批判し、ガンスは実質的な性格をもたないのだから、立憲君主制に矛盾するものではないとして、ヘーゲルを擁護しているのである。これは一体、どうということなのだろうか。節を変えて更に検討する。

二 「我、意志す」の二面性

『法の哲学 要綱』第二八〇節〈補遺〉の翻訳について、もう少し付け加えておきたい。岩波版ヘーゲル全集の該当箇所では、「君主には『よし』といい、最後の仕上げを行う人間ののみが必要である」と訳されている。⁽⁹⁾ すなわち、*グ*の文字に《点》を打つという君主の行為が、訳文から消えているのである。このことは二十巻著作集に基づいた翻訳としては、いかにも不可解である。下手に「最後の仕上げを行う」などという意訳をなした結果として、

君主の意志決定という重要な要素の意味を抹消してしまったのだ。一種の誤訳というしかない。

この和訳の思想的背景は、この翻訳の訳注で表明される。そのまま、全文を引用する。

みずからの前に提出された決定がいかなるものであるにせよ、ただ「よし」というのが君主の仕事である。ということとは、君主は、「否」とはいえないということでもある。ここにも、君主の位置が一種の虚焦点として設定されていることが明らかであろう。⁽¹⁰⁾

ヘーゲルにおいて、果たして君主は「虚焦点」にすぎないのだろうか。君主の仕事は「よし」と応えるだけのだろうか。ここには君主の意志表明を形式的なものと解するか、それとも実質を伴うものとするかの、ヘーゲル君主論の二重性が認められるべきである。したがって例の《点》問題を取るに足らない「最後の仕上げ」と一方的に断定してしまうことは、ある種の不遜とさえいえるのである。肝心なのはヘーゲル君主論の本質なのであって、これが《補遺》の《点》に凝縮されていることを認識することだ。要するに、「我、意志す」の二重性をあらためて検討してみることなのである。

この作業の前提を確認するために、このへんで《点》問題からしばらく離れて、ヘーゲル君主論の基本的構造について整理しておく。『法の哲学 要綱』第二八〇節に先行するが、すでに第二七三節では、ヘーゲルは政治的國家の実体的区別項として、以下のような分類をおこなっている。周知のことながら、ヘーゲルの場合、「政治的國家」とは「市民社会」に対する上位概念であるが、政治的國家の実体的区別項 (substantielle Unterschiede) とはいわゆる国権の分立を意味することになる。⁽¹¹⁾

政治的国家は、次の実体的区別項に区分される。

- a. 普遍的なものを規定し確定する権力——立法権。
- b. 特殊な諸領域と個別的な出来事とを普遍的なもののもとに包摂すること——統治権。
- c. 最終意志決定としての主体性、君主権。——君主権においては区別された諸権力は個人的一体性に統合されておき、したがって君主権は、全体つまり立憲君主制の、最高位であり始原なのである。

ヘーゲルの権力分立論は、立法権・執行権・司法権から成る三権分立論ではない。しかしながら各々の最高の担い手として、連邦議会・大統領・最高裁判所を想定し、国権の相互の監視と均衡を図るような定型的な三権分立制は、現代世界においても主要国としてはアメリカ合衆国にしか見当たらない。たとえば、大統領は国家統合の象徴的存在に留まり、内閣の長としての首相が執行権の最高責任者である場合のほうが多いし、そもそも日本のような議院内閣制の採用国は三権分立を基礎とする国家ではないであろう。というのも、ここでは首相の執行権は立法権の担い手である議会もしくは与党の意志によって構成されているからである。さらにいうならば、司法権を担う裁判所は国民主権の下においてさえ、肝心の国民から最も遠い位置にあることも珍しくないのである。

もともと三権分立の思想的起源とされるモンテスキューですら、司法権は対内的執行権の一部をなすにすぎず、「法律の言葉を語る口」(la bouche qui prononce les paroles de la loi)と性格づけていた⁽¹²⁾。したがって、ヘーゲルの権力分立論において、司法権が基本的要素ではないとしても、とくに奇異なこととはいえないのだ。結局、近代国家においても、国権の中心軸は、立法権と執行権の二つということになる。

ヘーゲルによれば、立法権 (gesetzgebende Gewalt) とは、普遍的なものの規定もしくは確定と定義づけられ

るが、彼独自の哲学用語はともかくとして、法律を定立する権能であることを述べているにすぎない。とくに目新しい見解ではないということだ。

しかしながら、統治権と君主権とを、立法権と横並びに配置したように見えることには、是非はともかく違和感を覚える向きも多いだろう。

統治権 (Regierungsgewalt) とは、特殊的な領域で出来た個別的な出来事を普遍的な法律に包摂することである。通常の言葉遣いでいえば、法律の具体的な適用のことである。君主国にあっても、君主の権能は法律による統治権の一部として位置づけられる。この限りで、ヘーゲルもまた、「法の支配」の信奉者であった。

ところが、ヘーゲルの場合、実は君主権 (Fürstliche Gewalt) が統治権とは単なる横並びではなく別立てで登場する。そのうえ君主権こそが、国家の最終的な意志決定の担い手なのである。最終的意志決定であるということは、実は君主権が統治権のみならず、立法権をも凌駕することにほかならない。ヘーゲルのいう「立憲君主制」(konstitutionelle Monarchie) は、ここに内実を有することになる。

近・現代の憲法学や政治学において、立憲君主制は立憲主義と君主主義、あるいは民主政と君主政の妥協的産物として捉えられている。もとより、君主主義(君主政)よりは立憲主義(民主政)のほうを重んじていることは明らかである。だがヘーゲルにとっては、あくまでも君主主義が基本であって、立憲主義はそれに加味された便宜上の付属物なのである。

また『法の哲学 要綱』第二八〇節の〈補遺〉に先立って、ヘーゲルは第二七九節の〈補遺〉では、君主の署名の意味について次のようにも述べている。

ところで国家がおのれ自身を規定する、完全に主権的な意志であり、最終的な主体的な決定であるということ、容易に理解することができます。もつと厄介なのは、この「我、意志す」が人格として捉えられるだろう、ということなのです。だからといって、君主は恣意的に振る舞ってもよい、と言うものではありません。それどころか、君主は助言の具体的内容に拘束されるのであって、国制がしっかりしていれば、君主にはしばしば署名する以上になすべきことはないものなのです。しかしこの名前が重要なのであって、それは乗り越ええない最高位なのです。⁽¹³⁾

『法の哲学 要綱』の〈主文〉および〈注解〉に比して、〈補遺〉部分は趣が異なる。その最大の理由は前二者がヘーゲルの公的な見解であるのに対して、〈補遺〉は教室での講義の際に学生を前に語られた非公式の見解であることによる。換言するならば、公的な見解はヘーゲルの建前であり、非公式の見解は彼の本音として受け止めることができる。もちろん、〈補遺〉がヘーゲルの口述を学生の筆記録が正確に再現しているかとか、ガンスが〈補遺〉を採録するにあたって、恣意が紛れ込んでいないかといった疑問は残る。にも拘わらず、概してヘーゲルの〈主文〉・〈注解〉とガンスによる〈補遺〉とのあいだに、なんらかの論調の違いが感じられることは否定できない。

とりわけ『法の哲学 要綱』の君主権に関わる〈補遺〉、さらにいえば第二七九節や例の第二八〇節を中心とした君主の裁定については、それぞれ正反対にさえ解釈できるような二面性を認めることができるのである。

たとえば、一方では、君主の署名は純然たる形式であって、政府が決裁した「助言」に従って、君主は書類に名前を記すにすぎないという考えがみられる。いわば署名＝形式説である。だが他方では、君主の決裁は対内的にも対外的にも国家の意志にはかならないのだから、君主の署名行為そのものが一連の意志決定過程の最終手続として

不可欠であるとの考えもみられる。いふなれば署名＝実質説である。

同様のことは、署名問題に留まらず、《点》問題においていつそう端的に現れる。Iの文字に《点》を打つ君主の行為は、どうでもいい君主の手ささびとする見方もあるし(《点》＝形式説)、これに対して、そもそも《点》を打たなければ、Iの文字が完成しないという見方(《点》＝実質説)もあるだろう。

君主権の性格に限定するが、ヘーゲルの『法の哲学 要綱』の解釈として、従来より、〈主文〉・〈注解〉と、〈補遺〉との微妙な相違が論じられてきた。すなわち、ヘーゲル自身の文章と、口述された〈補遺〉との食い違いであるが、これはヘーゲル自身の政治的立場と連動しているというのだ。煎じつめれば、プロイセン王国の「御用哲学者」としてのヘーゲルは君主主義に同調する保守派として批判されたけれども、思想家としてのヘーゲルは立憲主義を標榜する進歩派にほかならなかった、という視点が大前提とされている。彼の立憲君主制論は、立憲主義を理想として目標にしながらも、現実の君主主義との妥協の産物だということになる。したがって、公刊された『法の哲学 要綱』はヘーゲルの建前にすぎず、教室での講義内容こそが本音であった、ということになる。

しかしながら、こうした図式をまったく逆転させることも可能だ。むしろ『法の哲学 要綱』の〈主文〉・〈注解〉にこそヘーゲルの本音があり、〈補遺〉は若い学生を前にしての建前であった、というふうな。ヘーゲルは本来保守派であって、必要に応じて進歩派的な姿勢を採ったにすぎない、ということである。

奇妙なことに、一流の思想家ほど進歩的であり、保守的な思想家は二流の存在だとの思い込みが、学界には蔓延している。その際、進歩なり保守なりの内実が問われないことが殆どである。また、生涯を通じて思想が一貫しているのがあるべき学者の態度であって、途中で思想が揺らいだり転向したりすることは、学者失格だともいわれる。ところが、そうした評価において、当該の学者を取り囲む時代状況の分析や、さらには学者の生活者としての側面

は、本質的な意味では見落とされがちである。

思わず一般論に走ってしまったけれども、ヘーゲルの君主論についても、同じようなことがいえる。彼を進歩派としたい者たちは、署名や《点》に凝縮される君主の裁定を形式的な手続として軽く捉えたいようだし、反対に彼を保守派としたい者たちは、署名や《点》は実質的な意味を有し、これがなければ国家意志は確定しないと重く解したいようである。

それゆえに、《点》(署名) || 形式説がヘーゲルの本音であると進歩派は考え、《点》(署名) || 実質説こそ彼の本音であると保守派は解したがる。同じことだが、進歩派は『法の哲学 要綱』の〈主文〉・〈注解〉は建前にすぎないと解読し、保守派はむしろ〈補遺〉こそが建前だと解読するのである。

このような水掛け論は、進歩派と保守派の双方ともが、それぞれ自分たちの好むヘーゲル像を描きたいとの願望の結果である。この袋小路から抜け出すためには、あらためてヘーゲルとプロイセン王国の時代に立ち返って、実証的に時代状況を確認していくしかない。今さらながらの話だが、そもそも第二八〇節をめぐる〈補遺〉が議論の対象になったのは、プロイセン王国のもとの『法の哲学 要綱』の出版と、ヘーゲル死後に遺された法哲学講義筆記録の扱い方に端を発していたからだ。

こうした袋小路から脱するためにも、次節ではあらためてヘーゲルの時代について検討してみる。だがその前に、ヘーゲルのいう「君主」の三要素に関して、最小限の確認をしておきたい。彼によれば、君主の三要素とは、主権性・人格性・自然性のことである。このうちの主権性(Souveränität)について、ローゼンツヴァイクは『ヘーゲルと国家』(全二巻、一九二〇年)の中でこう要約している。

以上論じてきた君主権の「三つの」要素——国家の主権性、人格的偶然性、自然的出生性——は、本人自身との関係においてのみ、つまり各々の「自己規定」においてのみ、書き換えられる。だがヘーゲルの権力概念によれば、君主権は、やはり他の二つの権力、つまり執行権と立法権との関係において有されねばならないのである。⁽¹⁴⁾

ヘーゲルにとって、君主権に備わる三要素も、三権分立も、ともに相対的な相互関係において捉えられている。にも拘わらず、そうであるがゆえに、君主は国家主権の必然的な担い手であるし、君主権は他の二権に対して超然的な機能を果たすのである。

ローゼンツヴァイクはもとより、ヘーゲル自身も明確に論じているわけではないものの、たとえ国家にとって君主が形式的な存在であるとしても、当時のプロイセンにとっては、君主なしには国家は成立しなかった。今日の国民主権論などからすれば時代錯誤的にみえるだろうが、むしろヘーゲルのこうした理解のほうがドイツの伝統的な国法論の主流であった。端的にいえば、「君主機関説」の憲法および政治思想である。ちょうど商法学上の「代表取締役」が会社を代表するように、君主もまた、国家を対内的・対外的に代表するのである。次節以降で、その一端を検証する。

三 二人のヘーゲル

すでに言及したように、ヘーゲルの法哲学講義はハイデルベルク時代に開始された。だが間もなく、彼はプロイ

セン王国に一八一〇年に設立された、新設のベルリン大学に招かれることになる。当時ベルリンはプロイセン王国の首都にすぎなかったが、ウィーン体制の下でシュタイン＝ハルデンベルクの改革をおこない、全ドイツの中で率先して近代化を成し遂げた王国の知的中心地となりつつあった。

ヘーゲルがベルリン大学で就任講義をおこなったのは、一八一八年十月二十二日のことである。ここに引用するのは、プロイセンの政治的意義と哲学の役割に関わる部分だ。ただし、これは講義用の下書きであるし、形式上は冬学期の「哲学体系」講義の際の前置きとなる原稿である。にも拘わらずその内容というかヘーゲルの立ち位置は、むしろ法哲学に関連している。ヘーゲルは次のような言葉でもって、講義を開始した。

本日私は、陛下の御仁慈をもって任命された哲学の教員として初めて本学に出講することになりました。このことにより陛下は、私に次のような序言を述べることをお許しくださったのです。すなわち、まさにこの時代にしかもこの場所、進展中の学問的活動に向けて出講することが、私にとつてとりわけ望ましく喜ばしいものと思うことについての序言を、であります。⁽¹⁵⁾

「プロイセンの官吏」になった身とはいえ、プロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム三世に向けられた挨拶は、あまりに追従に満ちたものではなからうか。初講義に当たつての雇い主に対する儀礼であるから、さほど特異なものではなかったかもしれないにせよ、こうした冒頭部分を聴いて、哲学体系を聴講目的の若い学生たちと、そこに立ち会ったかもしれない国王なり政府の関係者は、あるいは失望し、あるいは安心したかもしれない。ヘーゲルの置かれた危うい政治的立場は、招聘の経緯に続いて初講義の段階から試練に晒されていたといえる。それはともか

く、冒頭でこう述べたあと、ヘーゲルは以下のようにも論じている。

今や現実という潮流が出現して、ドイツ国民が総じてその国民性を、つまりあらゆる生き生きとした生命の根柢を明らかにしたあとには、国家には現実的世界の統治と並んで、思考の自由な王国が花咲く時代が到来したのです。総じて精神の力は時代の中で有効になるのですが、それは理念的なものだけが存在し、つまり理念的なものに適うものが維持される限りにおいてであり、すなわち、有効であるべきものが、洞察や思考に先立って正當化される限りにおいてなのです。そして今や、とりわけ私を受け入れてくれたこの国家は、その重要性に対する精神的優位によって現実性や政治的な事柄において支持され、国力と自立性とに関して、この国家に外的な手段を行使してきた諸国家群に匹敵するようになったのです。ここでは諸学問の形成や開花は、国家の生命における本質的な契機そのものなのです。この大学では、つまり中心にあるこの大学では、あらゆる精神形成およびあらゆる学問や現実の中心も、すなわち哲学も、その居場所が特に保護されるのです。⁽¹⁶⁾

ヘーゲルにとつて、ナポレオンの軛を脱して躍進著しいプロイセン王国の、ベルリン大学の哲学教員に招聘されたということは、ドイツの中心(Mittelpunkt)のベルリン大学において、諸学問の中心たる哲学の担当者になることを意味する。またしても《点》(Punkt)であるけれども、これは直ちに本稿の主題であるわけではない。プロイセン王国は、ヘーゲルにとつて「思考の自由な王国」(das freie Reich des Gedankens)として現れたのである。ここには、ヘーゲルの哲学が、やがてベルリン大学を席卷し、プロイセンばかりか全ドイツの哲学の発信源になることという、ヘーゲルなりの矜恃も働いていたことだろう。すでにベルリン大学には、ヘーゲルの自信過剰を嫌

う学者たち、たとえば神学のシュライエルマッハーや法学のサヴィニーもいたが、彼らとの学問的かつ政治的な対立についてはいずれ言及するつもりである。

ところで、ヘーゲルがベルリンで法哲学講義を再開し、教科書としての『法の哲学 要綱』を執筆していた時期に、プロイセン王国はいっそうの近代化を進めるか、それとも反動勢力に屈服するかの岐路に立たされていた。

ヘーゲル着任前年の一八一七年十月十八日に、宗教改革三百周年とライプツィヒの会戦四周年を祝うとの名目で、ヴァルトブルク祭が催された。ここには学生組合フルシュシュファートに所属する学生や、いわゆる進歩的な知識人たちなどが全国から結集した。一八一九年三月二十三日には学生組合員の神学生ザントによる、ロシアの諜報員と疑われた劇作家コッツェブーの暗殺事件が起きた。同年五月二日には、ベルリン郊外でおこなわれた学生組合の集會に、シュライエルマッハーや神学者のデ・ヴェツテとともに、ヘーゲル自身も参加している。この間にヘーゲルの知己や弟子が逮捕され、彼との関係が当局に調査されてもいた。

ウィーン体制の主導者であったオーストリア宰相メッテルニヒは、学生組合運動の進展に対処して、同じく一八一九年の八月六日にドイツ連邦を構成する主要国の政府代表者をカールスバートに集めて、大学法・検閲法・審問法を含む決議案を提示した。次いで九月二十日には、フランクフルトのドイツ連邦議會でいわゆる「カールスバートの決議」を採択させ、その結果、この連邦決議が発効することになった。こうしてドイツ全土における、進歩派の学生や学者への思想統制が取り決められたので、当然ながらプロイセン王国も、この政策を推進することになったのである。

これを受けて、ベルリン大学ではデ・ヴェツテ教授が国王により罷免された。ザントの母親に同情的な手紙を書いたことが、直接の解任理由であった。ヘーゲルはこの事件に関して、デ・ヴェツテの生活費のために年俸相当額

の募金に応ずる一方で、国王による罷免措置そのものは是認しながら宗教哲学者のシュライエルマッハーと対立するなど、⁽¹⁸⁾政治的にどっち付かずの態度に終始したという。

さて、ヘーゲルの『法の哲学 要綱』は、こうした騒動と並行して刊行が準備された。同じ一八一九年の三月二十六日付の手紙には、友人ニートハンマーに宛てて、ライプツィヒの見本市に向けた同書の刊行を予告している。⁽¹⁹⁾また十月三十日付の手紙では、同じく友人のクロイツァーにこう書き送っている。「法哲学の若干の全紙分のわずかに残った節と一緒に返信するために、お返事を延ばしておりましたが、貴方と同様に勤勉かつきっぱりと仕事に取り組みました。——連邦議会の結論が到着するのと同じ頃には、印刷を始めさせたいと思います。我々は今や、検閲の自由と相まって何処に向かうかを知っており、間もなく残りの節を印刷に付すつもりです」。⁽²⁰⁾

一連の政治状況およびヘーゲルの執筆状況を踏まえて、『法の哲学 要綱』が一応の完成をみたのは、一八二〇年になってからであった。六月二十五日には序文部分が出来上がり、十月十日には文化相アルテンシュタインに、また同月中旬には首相ハルデンベルクに、『法の哲学 要綱』の見本刷りが献呈された。検閲を無事通過して政府のお墨付きを得るためである。こうして十二月末になって、ようやくベルリンのニコライ書店より刊行される運びになったのである。⁽²¹⁾それにしても奇妙なのは、実際に公刊されたのは「一八二〇年」なのに、扉には発行年が「一八二一年」と記されていることだ。出版社側における慣習等の都合なのか、それとも何かの問題が含まれているのか、気になるところではある。

ここに、イルティンクのいうヘーゲルの講義と教科書の齟齬、要するに《点》問題が、そもそもヘーゲルの政治的立場を説明すべく提起されたのであった。

公刊された『法の哲学 要綱』と、折々にこれを聴講した学生による筆記録とを、いわば横並びに扱って、ヘー

ゲルの政治的立場を詳細に検討したのは、イルティンクの全四巻に及ぶ法哲学研究であった。もともと、綿密なわりにはイルティンクの見解は単純なもので、要するに二人のヘーゲルがおり、『法の哲学 要綱』の著者としてのヘーゲルは進歩派であったが、検閲を恐れて『法の哲学 要綱』の著者としてのヘーゲルは検閲を警戒して保守的な側面を見せている。法哲学講義をおこなった教師としてのヘーゲルは進歩的な側面を露わにしている。そして、本当のヘーゲルは教室で講義をおこなったほうのヘーゲルであったという視点である。

この本当のヘーゲル問題を最も凝縮した箇所が、『法の哲学 要綱』第二八〇節の〈主文〉・〈注解〉と、これに対応するグリースハイムの講義筆記録、つまりのちに〈補遺〉として組み込まれた部分であった。このことの実態は、活字と口述との内容的齟齬である。この箇所が君主主権の本質を論じた節であったことは、今さら確認するまでもない。活字部分では君主主権の実権性に肯定的であるけれども、口述部分では君主主権の形式的性格を述べているのである。そして後者の立場を象徴するのが、例の《点》としての君主論だということになる。

けれども、イルティンクの視点は、教科書の著者ヘーゲルこそが実像であって、講義のヘーゲル教授こそが虚像であるという可能性にはまったく向けられていない。さらに、実像や虚像といっても、さほど変わりはないとまでは言わないが、ヘーゲル自身が保守的進歩派もしくは進歩的保守派であった可能性についてもまったく顧みられていないのである。

ヘーゲル崇拜者には刺激が強すぎるだろうが、ヘーゲルは思想家であると同時に生活者であった。彼は妻子のためだけでなく浪費家の妹や己の庶子を養うため、またベルリンで大学教授としての体面を保つためにも、慢性的な金欠状態にあり、ハイデルベルク時代の倍もする俸給を得ていたにも拘わらず、しばしばアルテンシュタインを通じて国家からの経済的援助を懇請している。進歩派としての嫌疑を受けて教授職を失うわけにはいかなかったのだ

ある。このことは当時の大学教授の地位として特異なものではなかったけれど、例外的ではあるにせよ、同僚のザヴィニーのように貴族階級出身の大学教授の優雅な生活とは自ずから別世界の観を呈していた。

再びイルテイングの基本的立場に戻ろう。たとえヘーゲルが著書と講義で趣旨の異なったことを述べたとしても、国王の監視網は講義内容にまで及んでいた。ローゼンツヴァイクは、ヘーゲルの《点》発言に関して国王自身の対応を紹介している。

君主は、そうした「第三の」権力として、他方で体系的にはまさに最高の権力である。ヘーゲルが国王の任務を単なる「*グ*」の文字に《点》^{ポイント}を打つこと」として説明した、との密告をフリードリヒ・ヴィルヘルムが受けたときには、こう応えたという。「けれども国王が《点》を打ちさえしなければ、教授は国王によってまったく正しく理解されたと感じることはできたかもしれない」。それでも君主が「最終的な」権力であり、あらゆる統治の起源である以上、最も下劣で「単なる」空虚な個人でさえ、やはり君主なのである。そうした個人の中身、つまり《点》を必要とする *グ* としての例の逸話は、彼の場合には差し当たり客観的かつ歴史的に提示されねばならない。したがって彼(ヘーゲル教授)は、そのことについて、君主権は国家の必然性の資産から有効で力強いものと教えられることになるのである⁽²²⁾。

ヘーゲルによれば、立法権および執行権に次いで君主権は「第三の」権力である。なるほど、この権力は単に《点》を打つだけの形式的なものであるように見える。しかしながら、国王の《点》なくしては、国家の意志は完結しない。だからこそ、君主権は「最終的な」権力なのだ。この場合、国王個人の品性や能力とは関わりなく、国王とし

て生まれた者は国王なのである。これこそが、歴史的に蓄積されてきた王室の資産なのだ。

このように強固な君主制を覆すためには、隣国フランスに倣って革命を起こし共和制に移行するしかない。だが、そのフランスにあってもナポレオンという新しい国王が出現したことを、同時代のドイツ人は経験している。

だとすれば、現実的な国家改革としては立憲君主制を選択するしかない。プロイセンのハルデンベルク首相は、それを「君主制的統治における民主制の原則」と呼んだという。いわゆるプロイセン型君主制のことだ。ここでは君主制か共和制（民主政）かの二者択一ではなくて、両者の現実的な組み合わせが第一の基本政策であった。そしてこれを法哲学ないし国家哲学として論理化したのが、「御用哲学者」ヘーゲル教授であった。ハルデンベルクにせよ、ヘーゲルにせよ、彼らの国家像において核となるのは、君主権の特性である。

君主権の《点》的性格について、そこには進歩も保守もないこと、つまり「二人のヘーゲル」など幻想にすぎないことを、時の国王フリードリヒ・ヴィルヘルム三世は、たとえ本能的にはあれ、誰よりも理解していた。君主の《点》は、彼にはまさに玉璽に見えたことであろう。立憲君主制にとって、君主の御名御璽はお飾りであるどころか、国家を成り立たせるための不可欠の道具なのである。

四 君主主義と立憲主義

それにしても、ヘーゲルの『法の哲学 要綱』は、標題からして奇妙な書物である。この書物の正式な標題は、実は二つに分かれている。すなわち、①「法の哲学 要綱」(Grundlinien der Philosophie des Rechts)と、②「自然法と国家学 綱要」(Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse)である。これはハイデルベルク時代か

らの名称の異なった講義科目名を引き継いだ結果ともいえるが、それよりもこの二つの標題こそが、ヘーゲル法哲学の全貌を示していると理解すべきであろう。

ヘーゲル法哲学の全体像は、「抽象的法」としての自然法が近代「国家」建設の必然性を証明する、論理的かつ歴史的な過程を叙述している。これを国家の視点から展望すれば、人倫的、理念的の実現の必然性であるし、法の視点から眺めれば、抽象的法が道徳の段階を経て実定法へと至る、法の成長の過程でもある。このような国家と法の物語を端的に表現するには、一つの標題では足りなかったということなのだろうか。

以上の大枠を踏まえながら、ヘーゲル国家論の中核たる君主権についてあらためて検討してみたい。すでに紹介したが、ヘーゲルは彼に独自の権力分立論を展開して、立法権と統治権に続く第三の権力として君主権を挙げている。そして君主権こそが「立憲君主制」の源泉であると位置づけているのである。

とはいえ、ヘーゲルの「立憲君主制」(konstitutionelle Monarchie)の真意を理解するのはなかなか難しい。たとえば彼の庇護者であったハルデンベルクは「君主制的統治における民主制の原則」(demokratische Grundsätze in einer monarchischen Regierung)という言葉を用いているが、ヘーゲルはこれを否定している。厳密には「君主制の中の民主制的もしくは貴族的な要素」(demokratisches, aristokratisches Element in der Monarchie)は、本質的には純然たる君主制であって民主制とも貴族制とも相容れないと非難している⁽²³⁾のである。

一見すると、ヘーゲルの立憲君主制は、貴族制は論外としても、民主制に軸足を置いているように思える。だとすれば、彼にとつて君主制は真の意図を隠すための偽装だということになるが、本当にそうだろうか。《注解》にはそう記しながら、これに対応する《補遺》部分では、近代国家の原則は主体性の自由であるのだから、これを抜きにすれば「よりましな形態は君主制なのか民主制なのか、といったくだらない問いを立てるわけにはいきません」

とも述べているのだ。⁽²⁴⁾これはヘーゲルが単なる民主主義者ではないということだろう。ちょうど《点》問題とは逆に、ここでは《主文》に直結した《注解》のほうが進歩的で、むしろ《補遺》のほうが保守的であるようにみえる。

ようやく、本稿で主題にしてきたヘーゲルの君主論に戻ってきた。

ヘーゲルにとつて、国家意志は個人としての君主によって表明される。ただし、その際に君主が政治的実権を有するか否かは問われない。それにしても、いわゆる民主制とはただちに共存可能なわけではなかった。『法の哲学 要綱』の《主文》でまず指摘されるのは、君主の「自然的出生」(natürliche Geburt)とゆうことである。⁽²⁵⁾これが、君主の尊厳性(Majestät)を担保し、ひいては国家の現実的、一体性(wirkliche Einheit des Staats)を成り立たせるといふ。⁽²⁶⁾

ヘーゲルは明らかに世襲の君主を想定しており、一方では「選挙君主国」(Wahlreich)についても言及している。民主制との両立のみを考えるならば、世襲の君主よりはなんらかの仕方で選挙された君主のほうが、受け入れられ易いと思いがちだが、ヘーゲルは真つ向からこの選挙君主を否定する。「多、数、者、の、好、み、つ、ま、り、意、見、や、恣、意、と、し、て、の、意、志、か、ら、出、発、し、て、い、る」からである。⁽²⁷⁾

蛇足ながら、世襲君主にせよ選挙君主にせよ、そもそも君主の存在を是認することこそが時代錯誤的だとする見解がある。しかしながら、これは現実政治を知らない者の妄言にすぎない。現代の主要国に限っても、イギリスと日本には世襲君主が存在するし、アメリカやドイツにも中国にも選挙君主が存在するではないか。もつとも、後者の場合、アメリカやドイツの君主は大統領と呼ばれ、中国の君主は国家主席と呼ばれている。こうした意味で現代にも「君主」が存在するということは、国家の一体性を国内的にも国外的にも表明するために、一人の個人の存在が不可欠だということを証明していることになる。念のためにいえば、現代の君主は「元首」と称されているの

だが。

以上、君主権の項目の概要について検討してきた。ヘーゲルはこれを前提に、統治権と立法権について論述する。まずは、統治権である。とくに珍しいことではないものの、ヘーゲルのいう統治権には「司法権」(richterliche Gewalten)と「福祉行政権」(polizeiliche Gewalten)が包摂されている。⁽²⁸⁾すなわち、司法権は行政権の一部として理解されているのである。このこと自体は珍しくない国権として、統治権の担い手たる政府なり官庁なりの組織が、分業 (Teilung der Arbeit) という経済学的な視野から説明されている。⁽²⁹⁾ただし、法学的・政治学的な権力分立論の範囲では、それは経済学的な立場からのものではなく、もっぱら君主権と統治権との間の上下関係を前提としてのものである。むしろ君主権と統治権、そして統治権内部の管轄の問題と解すべきであろう。

これとも関わるが、ヘーゲルは政府と官庁の構成員たる大臣や官僚を、中間身分 (Mittelstand) と位置づけている。

政府の構成員や官吏たちは、国民大衆の内の教養ある知性と法的な意識とが属する中間身分の主要部分を構成する。この中間身分が貴族制のような孤立した立場を採ることなく、また教養と手腕を恣意の手段や支配の手段にしないことは、上から下に向かう主権と、下から上に向かう団体権という制度とによって惹起されることになる。⁽³⁰⁾

ヘーゲルが想定する統治権は、権力分立というよりも、あくまでも中間身分を介しての君主権の貫徹にある。その恰好の事例を示しておく。

時代は前後するけれども、第二九五節の(注解)には、統治権の枠組みの中での君主の裁定に関して、製粉屋アーノルト事件に触れている。この事件は一七七〇年に起きたもので、水車による製粉業を営んでいたアーノルトに關わる訴訟事件である。郡長が上流に池を造つたために川の水量が減り、水車を用いての製粉ができなくなったので、アーノルトは領主への賃料が支払えなくなった。そこで領主裁判所や地方裁判所・高等裁判所に訴え出たのだが、いずれも敗訴し、アーノルトは最後の手段としてフリードリヒ二世(大王)に直訴した。国王はその主権にもとづいて裁判に干渉すべく、勅令を發して裁判官たちを罷免し、アーノルトに対する損害賠償を命じたのである。この国王による裁定は、《点》たる役割をも越えて、まさに主権そのものであったといえよう。⁽³¹⁾

立法権については、その性格を、ヘーゲルは次に論じている。

総体としての立法権の内には、差し当たり二つの異なつた契機が働いている。すなわち、最高の決定を司る君主制の契機と、——とりわけ助言する契機としての統治権とである。後者は、多様な側面を有する全体についての具体的な知識と洞察をもつて、またその中で確立した現実的な諸原則をもつて、さらには国家権力の要求についての知識をもつておこなわれる。——そして最後に身分的な要素が現れる。⁽³²⁾

ヘーゲルの思想には、国家権力を分割し相互に監視するといった発想はみられない。国家権力はあくまでも君主が独占的に担うのであって、統治権も立法権もその限りでの国家機能なのである。換言すれば、統治権は君主に対して全体的な洞察と現実的な諸原則にもとづいて助言する (beratend) 機関なのであって、国事に関して独立して審議する機関ではない。

そしてこの立法権なるものは、国民の多様な意志を統治権を通じて濾過する装置にすぎないことになる。ヘーゲルがここで立法権に関して身分的 (ständisch) と述べていることを敷衍するならば、これは中世の身分制議会の在り方を示唆しながらも、むしろ古代の民主制批判にまで繋がっていることを確認しておきたい。

周知のように、アリストテレスは、君主制パシレイアと貴族制アリストクラティアと民主制デモクラティアという三種の国制を論じて、「これらのうち、最善なのは君主制であり、最低なのは民主制である」と断じている。もとより、君主制は僭主制に、貴族制は寡頭制に、民主制は衆愚制へと墮落する傾向を有してはいるのだが、にも拘わらずアリストテレスは君主制を支持するのである。⁽³³⁾

あえてアリストテレスに遡及するほどに、ヘーゲルの近代批判には根強いものがある。近代民主主義は、ルソーの思想やフランス革命の結果であるが、民主主義なるものが実は全体主義であり、衆愚制的な要素を当初より秘めていたことを、ヘーゲルは同時代人としてフランス革命の経緯を眺めながら体感している。フランス革命は君主を弑逆したものの、市民たちはやがて新たな君主としてナポレオンを迎えたのであった。

ヘーゲルは君主と政府を政治的国家に、また農民や職業団体や官吏など多様な身分を市民社会に振り分けている。議会とは、まさにこの市民社会の多様性、つまり私的欲望の体系を、政治的国家の一体性、つまり公共性へと纏めあげていくための媒介装置なのである。こうした媒介なしには、市民社会の多様な私的利益は、多数決によるとしても暴力的に優劣を定めるか、そのまま放置しておくしかない。すなわち、市民社会さえあれば政治的国家など無用の長物だとする、無責任な反国家論に逸脱するのである。⁽³⁴⁾

近代は永遠に続くわけではない。ヘーゲルは古代に遡ったり中世を顧みながら、とかく普遍的な政治思想とされがちな近代民主主義を相対化する。こうして、少なくとも十九世紀のプロイセンに最も相応しい国制として立憲君主制を提示するのである。『法の哲学 要綱』の本当の狙いもそこにあったのではあるまいか。

では、ヘーゲルに固有の「立憲君主制」とは何であったかを、あらためて考察してみたい。まず確認しておきたいのは、立憲主義と民主主義とは、少なくともヘーゲルの場合、直接の歴史的・論理的な関係がないことだ。無関係なのに、立憲主義とは政府の権力に対する議会側からの民主主義的な監視だとする素朴な思い込みが、無前提的に瀾漫している。

概念の本来の意味からすれば、立憲主義とは、憲法の存在を前提としたうえでの、憲法による支配を国家の構造そのものに及ぼす統治原理と定義づけることができる。

ヘーゲルのいう立憲君主制について、前に触れたシューバルトは厳しく批判している。要するに、「〔ヘーゲルの〕君主主義は衣を被った共和主義である」から、現実のプロイセンとは相容れない、というものだ。これ以上の深入りは自制するが、シューバルトの次の言明だけは看過することができない。すなわち、「立憲的君主とは、〔……〕精神的な日本皇帝である」との言明である。⁽³⁵⁾

立憲君主制には前提としての近代憲法が不可欠だとすれば、ヘーゲルの存命中はもとより、シューバルトの論文が公表された一八三九年には、プロイセン王国にも徳川日本にも憲法はまだ存在しない。けれども、その後の一八四〇年にはプロイセン憲法、一八八九年には大日本帝国憲法が發布されて、両国は名実ともに立憲君主制を採用した。

便宜上、明快な実例として、ここで明治日本に着目しておきたい。たとえば、大日本帝国憲法には「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」(第四条)との規定がある。もちろんここでの君主権は法の外部にあるとまでは断定できないにせよ、実質的な権力であるから、近代的な君主制というより前近代的な

絶対君主制の様相を残している。

では、現行の日本国憲法(一九四六年公布)はどうだろうか。詳論は避けるが、いわゆる象徴天皇制も君主制であるし、むしろヘーゲルが想定した近代的君主制そのものであるとさえいえる。「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」(第四条第一項)などという規定は、君主権を形式的な権力に制約するものであるがゆえに、かえって近代的な立憲的君主制といえるだろう。

しかも、法律の公布をはじめ、衆議院の解散、内閣総理大臣の任命、最高裁判所長官の任命、等の重要な国事行為は形式的とはいえ実質的でもある天皇の「認証」が最終的手続となるのである。そしてこの認証行為には、天皇の「御名・御璽」が必要であろう。ここに天皇ノの「我、意志す」の具体化として御名と御璽が登場することになる。とくにここでの御璽こそが、ヘーゲルが『I』の文字に打たれた『点』^{ポイント}そのものであることは疑いない。図らずもヘーゲルの《点》問題は、こうして現代日本の憲法にまで飛び火することになる。

本稿の主題ではないけれども、立憲主義を共和制や民主制に置き換えたいと真面目に願うなら、君主の地位を物理的に除去するなどして、法体系の外部に移行させるしかない。それはフランスでもドイツでもロシアでも、政治的革命として実践したことである。

あるいは、立憲君主制という政治形態を認めるのであれば、法体系の内部の君主制は、憲法学的・政治学的には君主機関説であるから、これとヘーゲル法哲学の照応関係について、詳細な学説史的研究が求められることになるだろう。いずれにしても、こうした研究は、本稿での問題提起の延長上の、きわめて地道な作業になることだろう。

注

(1) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse, in: *Sämtliche Werke, Jubiläumsausgabe in zwanzig Bänden* (hrsg. v. Hermann Glockner), Bd. 7, hrsg. v. Eduard Gans, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1964, §280. Zusatz; *Werke in zwanzig Bänden*, Bd. 7, Frankfurt am Main, 1970, §280. Zusatz. 右の二種類の全集版と著作集版とは実質的には同内容であるので、本稿では、基本的には二〇巻著作集版を用いる。ヘーゲル『法の哲学——自然法と国家学の要綱——』上妻精・佐藤康邦・山田忠彰訳、全集、第9巻、岩波書店、二〇〇一年、四八八～四八九頁(補遺)参照。

なお、ヘーゲルの君主の《点》問題に言及した研究として、たとえば次のものがある。Shlomo Avineri, *Hegel's Theory of the Modern State*, London, 1972, pp. 187f. アヴィネリ『ヘーゲルの近代国家論』高柳良治訳、未來社、一九七八年、二九〇頁。滝口清栄『ヘーゲル「法(権利)の哲学」——形成と展開——』御茶の水書房、二〇〇七年、二二六～二二五頁。

《点》の箇所はガンスの死後、シユルツェとマールハイネケにより、新全集版では削除を予定されていたという。このことにつき、ガンス『法哲学講義 一八三二／三三——自然法と普遍法史——』、マンフレッド・リーデル編、中村浩爾他訳、法律文化社、二〇〇九年、二二頁(編者注)参照。本書の注の付け方は、非常にわかりにくい。

Vgl. Carl Ludwig Michelet, *Wahrheit aus meinem Leben*, Berlin, 1884, S. 171.

(2) Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831*, Edition und Kommentar von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1973-74, Bd. 1, 3, 4.

(3) ① *Natur- und Staatsrecht nach dem Vortrage des Professors Hegel im Winterhalbjahr 1818/1819* von G. Homeyer (Staatsbibliothek zu Berlin/Preussischer Kulturbesitz所蔵)。ヘーゲル『自然法と国家法——G・G・ホーハイヤー手稿——』尼寺義弘訳、見洋書房、二〇〇三年。② *Philosophie des Rechts nach dem Vortrage des Herrn Prof. Hegel im Winter 1822/23* von Heinrich Gustav Hotho (Staatsbibliothek zu Berlin/Preussischer Kulturbesitz所蔵)。『ヘーゲル教授殿の講義による法の哲学——H・G・ホーター手稿——』I・II、尼寺訳、見洋書房、二〇〇五年、二〇〇八年。③ *Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift K.G.v. Griesheims 1824/25*, ヘーゲル『法哲学講義』長谷川宏訳、作品社、二〇〇〇年。④ *Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift von D.F. Strauß 1831*.

- (4) Hting, aa.O., Bd. 3, S. 764. 『ヘーゲル教授殿の講義による法の哲学』尼寺訳、Ⅱ、四六八頁参照。
- (5) Hting, aa.O., Bd. 4, S. 677. ヘーゲル『法哲学講義』長谷川訳、五四一頁参照。
- (6) K.E. Schubarth, Über die Unvereinbarkeit der Hegelschen Staatslehre mit dem obersten Lebens- und Entwicklungsprinzip des Preussischen Staats, Breslau, 1839, in: Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie, hrsg. v. Manfred Riedel, Bd. 1, Frankfurt am Main, 1975, S. 253. 滝口『前掲書』二二六頁参照。
- (7) Riedel, aa.O., S. 252. 滝口『二二六頁参照』
- (8) Eduard Gans, Erwiderung auf Schubarth, in: Riedel, aa.O., S. 271.
- (9) 上妻他訳、前掲書、四八八頁。
- (10) 同書、六〇五頁。他に、六六四頁の象徴君主論(解説)も参照。
- (11) Hegel, aa.O., §273. 上妻他訳、四七〇～四七一頁。Vgl. Avineri, aa.O., p. 288.
- (12) Montesquieu, De l'Esprit des Lois, éd. de R. Derathé, Tome I, Paris, 1973, p. 168f., p. 176. キンヘンスキュー『法』の精神』上巻、野田良之他訳、岩波文庫、一九八九年、二九一頁、三〇二頁。
- (13) Hegel, aa.O., §279, Zusatz. 上妻他訳、四八六頁参照。
- (14) Franz Rosenzweig, Hegel und der Staat, Bd. 2, Neudruck, Aalen, 1982, S. 146f. Vgl. ebd., S. 142, 144, 145.
- (15) Hegel, Konzept der Rede beim Antritt des philosophischen Lehramtes an der Universität Berlin (Einleitung zur Enzyklopädie-Vorlesung), 22. Okt. 1818, in: ders., Werke in zwanzig Bänden, Bd. 10, S. 399. ヘーゲル『改訳 小論理学(哲学体系)』全集、1巻、真下信一・宮本十蔵訳、一頁(ケルリン大学における哲学教官就任にやがての告辞)。
- (16) Ebd., S. 399f. ヘーゲル『小論理学』真ト・宮本訳、一二頁。Vgl. Kuno Fischer, Hegels Leben, Werke und Lehre, Erster Teil, Nachdruck, 3. Auflage, Darmstadt, 1963, S. 142. ノンニシヤ『ヘーゲルの生涯』玉井茂・磯江景孜訳、勁草書房、一九七〇年、一八三～一八四頁参照。
- (17) Günther Nicolin (hrsg.), Hegel in Berichten seiner Zeitgenossen, Philosophische Bibliothek, Bd. 245, 1970, Nr. 307b, S. 199. Vgl. Hting, aa.O., Bd. 1, S. 60 (Einleitung).
- (18) Nicolin, aa.O., S. 450 (Anmerkung).

- (19) Johannes Hoffmeister (Hrsg.), *Briefe von und an Hegel*, Bd. 2, Nachdruck, Philosophische Bibliothek, Bd. 236, 3. Aufl., 1969, Hamburg, S. 213.
- (20) Ebd., S. 220.
- (21) 福吉勝男『現代の公共哲学とヘーゲル』未來社、二〇一〇年、二六五―二六七頁参照。
- (22) Rosenzweig, a.a.O., S. 141f. Vgl. Jacques D'Hondt, *Hegel en son Temps*, Berlin 1818-1831, Paris, 1968, p. 100, *註*『ヘーゲルのヘーゲル』花田圭介監訳／杉山吉弘訳、法政大学出版社、一九八三年、九五頁参照。
- (23) Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, §273 (Anmerkung), ヘーゲル『法の哲学』上妻他訳、四七二頁(注解)。
- (24) Ebd., §273, Zusatz (Hotho), 上妻他訳、四七五頁。『ヘーゲル教授殿の講義による法の哲学』Ⅱ、四五九頁参照。
- (25) Ebd., §280, 上妻他訳、四八七頁。ヘーゲルは、君主制的国制は、世襲に加えて「長子相続」(Primogenitur)によつて確定されることを記している。Ebd., §286 (Anmerkung), 上妻他訳、四九四頁。
- (26) Ebd., §281, 上妻他訳、四八九頁。
- (27) Ebd., §281 (Anmerkung), 上妻他訳、四九〇頁。
- (28) Ebd., §287, 上妻他訳、四九六頁。
- (29) Ebd., §290, 上妻他訳、四九八頁。
- (30) Ebd., §297, 上妻他訳、五〇四頁。
- (31) アーノルト事件にみられる国王大権による裁定 (Machtspruch) と裁判官たちの法による判決 (Rechtsspruch) について、村上淳一『ドイツの近代法学』東京大学出版会、一九六四年、八六―一一頁。また「主権の上からの介入」による「司法の破局」なる見解については、Rolf K. Hocevar, *Hegel und der Preussische Staat*, München, ein Kommentar zur Rechtsphilosophie von 1821, 1973, S. 32-36, ホッチェヴァール『ヘーゲルとプロイセン国家』寿福真美訳、法政大学出版社、一九八二年、三六―四四頁参照。
- (32) Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, §300, 上妻他訳、五〇九頁。
- (33) アリストテレス『ニコマコス倫理学』高田三郎訳、岩波文庫、一九七三年、九二―九三頁。
- (34) Hegel, a.a.O., §301 (Anmerkung), 上妻他訳、五一―五二頁。

(35) Schubarth, a.a. O., S. 252. 滝口、前掲書、二一六頁参照。

本稿の著者である堅田剛教授は、原稿提出後の二〇一五年二月に逝去されたため、堅田智子氏（上智大学大学院文学研究科史学専攻博士後期課程）が校正を担当しました。

堅田剛教授のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

（獨協法学編集委員注記）